

平成30年1月1日から 風しんの届出が変わりました。

風しんによる被害をなくすために、平成32年度までの風しんの排除を目指しています。

主な改正ポイント

1 改正前 医師が診断後※、7日以内に届け出る

改正後 医師が診断後※、**直ちに**届け出る

※臨床診断例を含む

2 改正前 ウイルス遺伝子検査を可能な限り実施

改正後 ウイルス遺伝子検査を**原則として全例実施**

●検体採取前に保健所へお問い合わせ下さい

3 改正前 集団発生した場合、積極的疫学調査を実施

改正後 **1例でも発生した場合**、積極的疫学調査を実施

風しんの届出のために必要な要件

検査診断例：①届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、
かつ、②届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

臨床診断例：①届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たすもの。

①届出に必要な臨床症状

ア 全身性の小紅斑や紅色丘疹、イ 発熱、ウ リンパ節腫脹

②届出に必要な病原体診断

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	咽頭ぬぐい液、 血液、髄液、尿
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	
抗体の検出（IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転 又は抗体価の有意上昇）	血清



麻しん・風しんの 検査及び調査にご協力ください。

1

医師により保健所長を經由して
都道府県知事へ**直ちに**届出が行われます。

感染症法第12条第1項により定められています。

2

血液・尿・咽頭ぬぐい液などの採取にご協力ください。

麻しんや風しんと診断された場合は、患者の皆様にご協力に基づき、感染症法に基づく検体（血液、尿、咽頭ぬぐい液など）の採取をご協力いただいております。



血液検査



尿検査



咽頭ぬぐい液検査

● 検体採取前に保健所へお問い合わせ下さい

3

保健所の職員による感染拡大防止のための
調査へご協力ください。

麻しん・風しんは、人から人へ感染させる可能性のある病気です。そのため、保健所は、感染の流行を予防するため、感染が疑われる方を確認し、必要な方へ緊急ワクチン接種の推奨や健康観察等を行っています。